

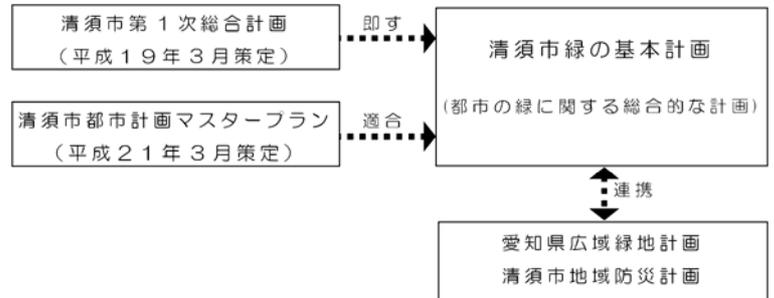
### 資料3 清須市緑の基本計画基本方針（素案）概要版

#### ○計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定された緑とオープンスペースの全てに関する総合的な計画であり、

「清須市緑の基本計画」はこの規定を根拠とした緑に関する施策の基本となる計画です。

従って、「清須市緑の基本計画」は、「清須市都市計画マスタープラン」に適合させるとともに「清須市第1次総合計画」に即した内容とし、更には、愛知県の広域緑地計画や、関連する市の計画との連携も図った上で策定するものです。



緑の基本計画の位置づけ

#### ○緑の現況

清須市にはまとまった樹林地は少なく、田畑が中心の緑となっていますが、庄内川や五条川沿いにはクヌギ・コナラ等の二次林も若干見受けられます。特に、市南部の旧西枇杷島地区や旧新川地区は、市街化が進んでいてまとまった樹林地は少なく、住宅地の中に農地が混在している状況です。旧清洲町西部や旧春日町の市街化調整区域内には田畑が広がっています。

植栽地は公園や大規模工場空地等に見られ、樹林地は神社境内地に鎮守の森として点在しています。

市全体の緑の量を緑被率として計量すると、全体としては34.9%とかなり大目の数量が出ていますが、樹林地の割合は4.3%と少ない状況になっています。

表 緑被状況

	区域面積	樹林地	水田・畑等の農地及び草地	緑被率	樹木の占める割合
市街化区域	1,261 ha	60.90 ha	216.60 ha	22.0%	4.8%
市街化調整区域	471 ha	13.50 ha	314.30 ha	69.6%	2.9%
都市計画区域	1,732 ha	74.40 ha	530.90 ha	34.9%	4.3%

※航空写真により10m×10mメッシュで計測。但し、水面についてはプランメーターで計測。

市内には、庄内川、新川及び五条川がまとまった緑地として存在しています。また、市街化調整区域の農用地も広範囲にまとまった緑地です。施設緑地としては住区基幹公園、児童遊園、学校グラウンド等の公共施設緑地、社寺林等の民間施設緑地があります。その他には幹線道路の街路樹や生産緑地等があります。右表は緑地の集計です。

表 緑地現況量の計量

(単位: ha)

区分		市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1)+(2)=(3)
施設緑地	基幹公園	13.13	0.47	13.60
	公共施設緑地	34.37	157.08	191.45
	民間施設緑地	10.26	0.74	11.00
	計	57.76	158.29	216.05
地域制緑地	法によるもの			
	緑地保全地区	0.00	0.00	0.00
	風致地区	0.00	0.00	0.00
	生産緑地地域	13.93	0.00	13.93
	その他法によるもの	0.00	142.00	142.00
条例等によるもの	0.00	0.00	0.00	
計	13.93	142.00	155.93	
合計		71.69	300.29	371.98

## ○市民意向調査

「緑」に関する市民意向調査結果の概要は次のとおりです。

### ＝緑の現状について＝

市全域及び身近な緑共に少ないという回答が多く、また、緑が少なくなったという回答も多いことから、緑が不足しているとともに、この先も減少傾向にあることが伺える結果となりました。

市を代表する「緑」としては、清洲城の他、庄内川、新川及び五条川の3河川が多く選ばれており、緑のネットワークを形成するための核として位置づけられます。

### ＝緑の環境施策について＝

「緑」に期待する効果として環境保全やレクリエーションとする回答が多くなっています。また、守りたい・増やしたい「緑」や市街地緑化の重点施策については、公園や緑地の「緑・緑化」に次いで、街路樹など道路の「緑・緑化」という回答が多く、緑のネットワークについての期待が表れています。

公園の整備内容については、休憩・休息場所の整備を望む回答が多くみられ、安らぎ空間としての公園需要の高いことが伺えます。

### ＝緑の環境施策への参加について＝

緑の環境施策への参加については、時間や期間を自由に選ぶことができるなどの条件が整えば参加するという回答が多く、市民と行政が協働して公園・緑地などの維持管理を行うべきであるという傾向がみられます。

このことは、市民が参加しやすい緑化活動の仕組みを構築することが、清須市の「緑」を保全・整備するために有効であることを示唆しています。

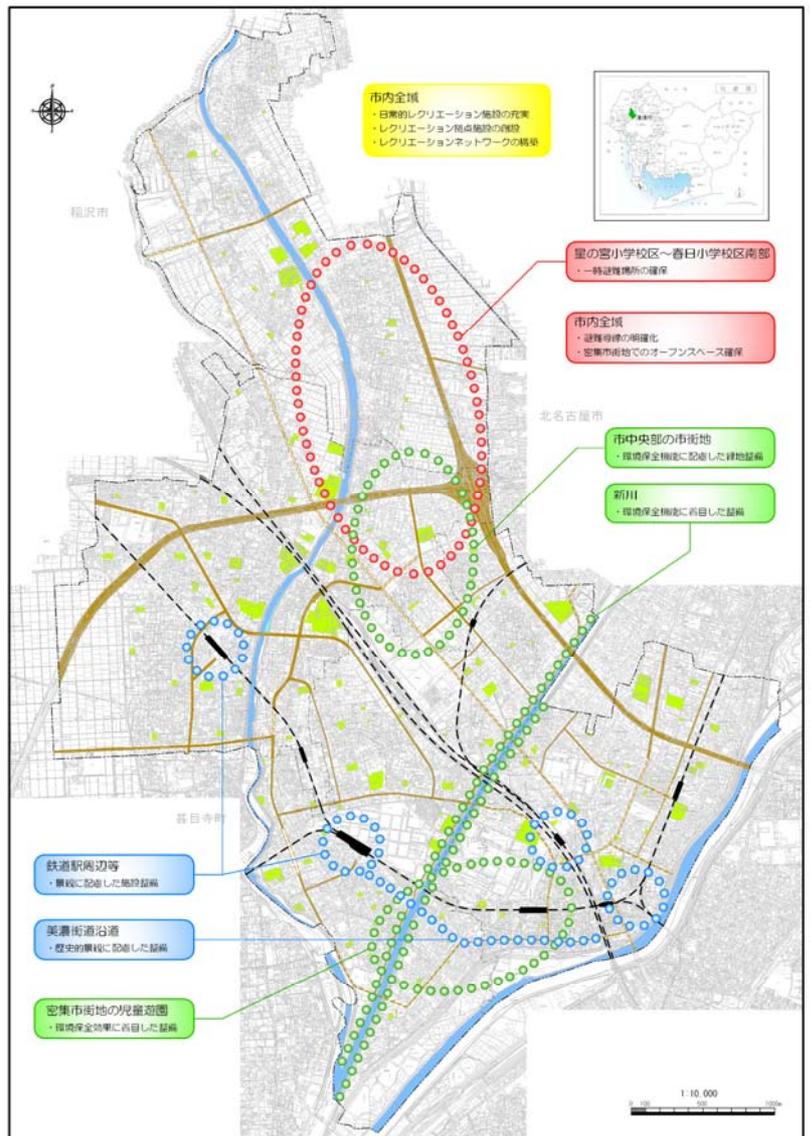
## ○緑地の解析評価・課題の整理

緑の基本計画では、緑地の機能を「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」及び「景観」の4つの観点で評価した上で、総合的な評価を行うこととしています。また、清須市緑の基本計画では市内を細分化し、それぞれのブロック毎の評価も行いました。その結果、庄内川、新川及び五条川の3河川沿いのブロックで評価が高くなり、中央部南北軸で評価の低い傾向が見られました。

緑地を個別に評価すると、庄内川、新川及び五条川の3河川は市の骨格を形成する緑地として各系統で評価され、清須城跡一帯や貝殻山貝塚遺跡、近隣公園などが評価の高い緑地となっています。

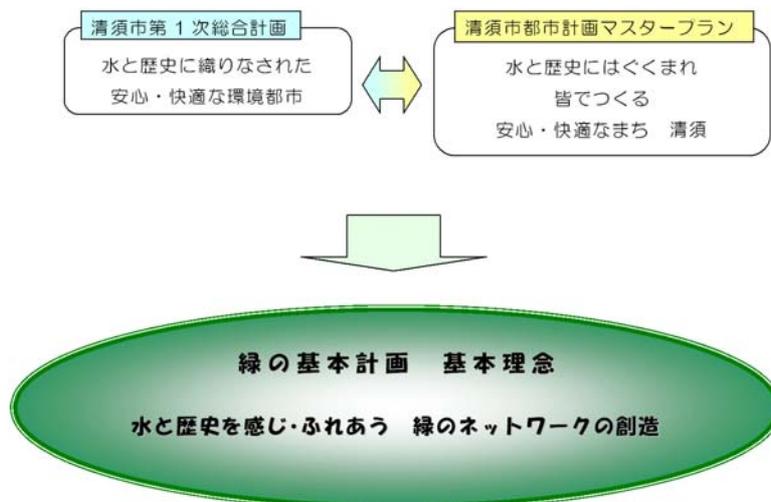
また、社寺林や一団の農地などは民間の緑地として、環境保全や防災系統で評価されます。

しかし、全体として評価の高い緑地が少ない状況にあり、既存の緑地の整備改善とともに、全系統の機能を網羅した、拠点となる緑地の創設を検討する必要があります。



## ○計画の基本方針

総合計画に掲げられた都市の将来像である「水と歴史に織りなされた 安心・快適な環境都市」、及び都市計画マスタープランにおける基本理念である「水と歴史にはぐくまれ 皆でつくる 安心・快適なまち 清須」の実現を前提として、本計画では、「水と歴史を感じ・ふれあう 緑のネットワークの創造」を基本理念とします。



## ○計画のフレーム

緑の基本計画は、清須市都市計画マスタープランに適合させることとなっていることから、計画フレームは都市計画マスタープランと同様に平成30年を目標年次とし、右表のとおり設定します。また、緑の基本計画では緑の将来像を示す必要があることから、長期想定として概ね20年後の緑の整備・保全目標を想定します。なお、長期想定における目標達成率については、参考として目標年次における人口により算出します。

計画対象区域

計画対象区域	清須市
都市計画区域	清須市の全域 1,732ha

都市計画区域内人口の見通し

年次	現況 (平成20年)	目標年次 (平成30年)	長期想定年次 (平成40年)
人口(千人)	65.1	63.4	63.4 (目標年次人口)

※現況人口：平成20年10月1日現在

市街化区域の規模

年次	現況 (平成20年)	目標年次 (平成30年)	長期想定年次 (平成40年)
人口(千人)	62.0	60.4	60.4
市街化区域面積(ha)	1,261	1,261	1,261
人口密度(人/ha)	49.17	47.90	47.90

緑地の確保目標水準

長期想定年次における 緑地確保目標量	将来市街地面積に対する 割合 (A)		都市計画区域面積に対する 割合 (B)	
	概ね	82 ha	6.5 %	概ね

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	現況 (平成20年) (2008年)	目標年次 (平成30年) (2018年)	長期想定年次 (平成40年) (2028年)
都市公園	3.7 m <sup>2</sup> /人	4.0 m <sup>2</sup> /人	12.4 m <sup>2</sup> /人
都市公園等	31.5 m <sup>2</sup> /人	32.5 m <sup>2</sup> /人	35.6 m <sup>2</sup> /人

## ○計画の目標水準

緑地の確保目標水準については、清須市の緑が農地や草地が多く樹林地が少ないこと、河川、学校グラウンド、ちびっこ広場等を含めた公園等としての施設は多いが、公園の面積が不足していることを考慮し、緑地量についての指針等も勘案して、右表のとおり設定します。

## ○緑地の配置及び都市緑化に関する計画

緑地の配置にあたっては、都市緑地の有する主要な4つの機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観）を効果的に発揮させる必要があります。清須市緑の基本計画では、これらの機能を持った緑地がネットワークを構成するよう、または、緑のネットワークにより連結されるよう配慮して配置することとしました。

- ・環境保全系統での配置方針：庄内川、新川及び五条川を都市の骨格を形成する緑地として保全整備。  
既存の公園、史跡、社寺林などの保全整備。街路樹等による緑のネットワーク形成。
- ・レクリエーション系統での配置方針：既存レクリエーション施設の保全整備。街区公園・総合公園の新設。街路樹等による緑のネットワーク形成。
- ・防災系統での配置方針：都市計画道路の緑化推進による防災系統ネットワークの構築。既存オープンスペースを活用した一時避難地の拡充。
- ・景観系統での配置方針：河川を利用した景観整備。鉄道駅周辺、美濃街道等での景観整備。

### 総合的な緑地の配置方針

緑の基本計画は、多様な効用を有している現状の「緑」を将来にわたって望ましい姿で保全・整備していくとともに、市民が生活の豊かさを実感し、清須市を誇りとすることができるような質の高い「緑」を創造し、よりよい緑のまちづくりを目指すものです。

このような観点に立って、総合的な緑地の配置方針としては、各系統別の配置方針及び配置計画で挙げられた緑地について全て配置計画に取り込むこととし、複数の系統において配置された緑地についてはそれぞれの系統において効果を発揮するよう保全・整備を進めるものとしします。

